

第17回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和6年11月12日(火)

招集場所 江府町役場2階多目的室

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(8人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番 大岩 徹 7番 船越 征子

2番 森谷 雄

4番 加藤 直行 10番 山本 信男

5番 長尾 保 11番 宇田川 保

6番 高津 孝司

千藤 誠 竹内 求

川上 幸恵 見山 収

浦部 明郎

欠席 農業委員(3人)・農地利用最適化推進委員(0人)

3番 松本 良史 8番 本高 善久

9番 遠藤 功

職員及び関係者 局長 西岡 浩治

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農用地利用集積等促進計画(案)について

第2号議案 非農地証明の申請について

第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

5番委員 長尾 保

6番委員 高津 孝司

事務局： 失礼いたします。定刻よりも少々過ぎましたので始めさせていただければと思います。
第17回江府町農業委員会総会を開会いたします。日程に従いまして進めてまいります。
日程の2番でございます。農業委員会憲章の唱和ということで、本日は見山推進委員さんの独唱によりお願いしたいと思っております。皆さんご起立をお願いします。

見 山： 憲章唱和

事務局： ありがとうございます。ご着席ください。続きまして日程3番でございます。会長あいさつ、よろしく願いいたします。

会 長： 皆さんおはようございます。11月も半ばになりましたが、随分暖かい日が続いております。本日はご参集いただきありがとうございます。先般本町が主催をしました日野郡農業委員会研修交流会、皆様ご出席いただきました事務局の円滑な取り運びによりその勤めを果たすことができました。西尾理事長の研修は今後の農地利用の集積集約化において中間管理事業が極めて重要な役割を担うものとして、お招きした当初の研修の目的を充分果たすことができたものと考えております。その後の視察と交流会については私自身当初一抹の不安を感じていましたが、日野と日南の両会長から大変お褒めの言葉を頂戴しました。改めて皆様のご協力に対しましてお礼申し上げます。また先月28日の農地パトロール、既に皆様調査手順等よくご理解いただいております、全員参加で手際よく予定通り実施することができました。また役場のほぼ全部署から若手職員を中心に協力体制を敷いていただき有難く思っております。私の担当の杉谷地区において、再生可能また再生不可能かの判断が難しい農地が3筆ありました。今後所有者への意向調査を行うなどして適切な対応を講じなければと考えております。最後に今月の7日、8日の二日間、米子市で中国四国農業委員会女性委員研修交流会が開催され本町から船越委員・川上推進委員お二人が参加されました。数多のカリキュラムの中で特に鳥取県内各市町村のPR紹介が計画されており、私もその時間帯のみ会場に出向き見学させていただきました。会場中央のスクリーン画面に町の特徴を散りばめた静止画像が掲示され、90秒間に町のPR紹介がなされました。船越・川上両委員が準備万端で江府町の宣伝PRを素晴らしい出来栄で行ってくださいました。お二人の大役大変ご苦労様でした。本日は4議案提案しますのでご審議の程宜しく申し上げてご挨拶に代えさせていただきます。

議 長： それでは総会審議に入らせていただきます。出席確認です。本日は3名欠席でございますが、委員会会議規則第5条により委員定数の過半数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。次に議事録署名委員の指名です。署名委員を議長が指名することにご異議ございませんか。

委 員： 異議なし（全員）

議 長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員に議席番号5番、長尾代理、議席番

号6番、高津委員にお願いしたいと思います。なお会議書記は事務局を指名します。本日は報告事項がございませんので議事に入らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 失礼いたします。資料の2ページをご覧ください、議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）について、別添農用地利用集積等促進計画（案）について、意見決定にあたり審議を求めると言う事で提出をさせて頂きました。3ページに一覧を掲載しております。16筆ございますけどもページの右の方に契約の状況と言う項目がございます、新規、更新、付替と言う振り分けをしております。その中で説明をさせて頂きますのが新規の黒丸にさせて頂いただければと思います。農地番号1番、貸付契約名義人は江府町○○△△△番地にお住いの○○○○さん、場所は江府町大字○○字○○△△△番△、地目は○でございます。内容につきましては○○を作られると言う事で、面積が△△△㎡、農振区分は青でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△年△△月△△日までの△年間でございます。賃借料は○○でございます。借受経営体の名称は江府町○○△△△番地○○○△○○△△○にお住いの○○○○さんでございます。農業がやりたいと言う事で事務局の方に相談がありました。場所につきましては5ページに航空写真を掲載しております。続きまして農地番号12番、13番でございます。貸出契約名義人は江府町○○△△△番地△にお住いの○○○○さん、場所は江府町大字○○字○○△△△番と△△△△番、地目はいずれも○でございます。面積はそれぞれ△、△△△㎡、△、△△△㎡で農振区分は青でございます。○○の作付けで契約期間は令和△年△月△日から令和△△年△△月△△日までの△△年間でございます。賃借料につきましては△筆共全体で△△○○の○○と言う事でございます。借受経営体の名称は江府町○○△△△番地にお住いの○○○○さんでございます。場所につきましては9ページに航空写真を付けております。続きまして農地番号16番、貸出契約名義人は○○○○○にお住いの○○○さん、場所は江府町大字○○字○○△△△△番△、地目は○、○○の作付けで面積は△、△△△㎡、農振区分は青でございます。契約期間は令和△年△月△日から令和△年△月△△日の△年△ヶ月でございます。賃借料につきましては○○でございます。借受経営体の名称は○○○○○○○○○でございます。場所につきましては10ページに航空写真を付けております。利用権の設定を受ける者の経営状況等を4ページに掲載しておりますのでご確認いただければと思います。以上でございます。

議長： それでは担当委員の補足説明をお願いしたいと思います。農地番号1番、○○地区ですので森谷委員さんよろしいでしょうか。

森谷： はい、当初農業委員会の事務局の方に直接借受人が申し込まれたと言う経緯です。結果だけ聞いただけですので、事務局長の方から経緯を説明していただいた方が良いと思います。

事務局： ○○○○さんは○○○で何年かおありまして、是非農業をしてみたいと思いついたところで、農地がないかと言う相談を受けまして、○○に住んでおられてお子さんもいらっしゃるって○○を渡ったり○○を渡ったりするのはちょっと危険かなと、家族と一緒に農

業をしたいと言う事だったので、〇〇に出るまでで農地を探しましたところ、〇〇さんのところが適当ではないかと事務局の中でも話になって、森谷委員さんと相談をしながら話を持って行きましたところ、〇〇さんも了解をして下さったと言う経過でございます。以上でございます。

議 長： 続きまして農地番号12番、13番は江尾地区ですけれどもこれほどなたが。

事務局： 良いですか。〇〇さんは〇〇〇が〇〇〇〇〇〇になって、〇〇〇一人では出来ないと言う様な状況にありまして、〇〇さんの農地が続きにありますので借りて作るという事でございます。よろしく願いいたします。

議 長： 農地番号16番、〇〇地区ですので高津委員さんお願いします。

高 津： 今回提案がありました16件の内に〇〇が結構ありますけれども、ここにあります〇〇〇〇さんが△町△反くらい耕作をしていたんですが、〇〇の〇〇でなかなか出来ないと言う事で、今年も何とかやったんですが来年は5、6、7、14、15、16をそれぞれ返したいと言う事で、と言って荒廃地にするわけにもいきませんので、今まで〇〇〇を作っておりますので〇〇がしようと言う事で、引き続き6筆について作らせてもらいたいと言う形で考えております。

議 長： 以上補足説明を頂きましたが、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか、無い様ですので採決を取らせていただきます。議案第1号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定しました。続きまして議案第2号、非農地証明の申請について、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： 11ページをご覧ください。議案第2号、非農地判断と言う事で、次の土地は、調査の結果農地法第2号第1項の農地に該当しない土地であることが確認されたため、非農地の判断について審議を求めると言う事で提出をさせていただきました。申請番号36番、所在は江府町大字〇〇字〇〇〇△△△番△、地目は〇で農振は農振地域外でございます。面積は△. △△㎡と言う事で、所有者は江府町大字〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇〇〇さんでございます。こちらの方が平成△△年頃から進入路の用地として使用しており、〇としては使用していない、今後も農地としては使用しないためと言う事で提出をいただきました。12ページにその箇所を掲載させていただいております。ピンク色で印をしてあるところが該当地になります。以上でございます。

議 長： 提案説明が終わりましたが、担当委員さん補足がありましたらお願いしたいと思っております。

山 本： このことにつきましては、農地パトロールの時に事務局長さんと確認をさせていただきました。ピンクで塗ってあるところの真向かいが〇〇〇〇さんのところの〇〇でして、そこの前の道が△メートルないと思います。△、△メートルくらいの〇道だと思っんですけども、〇〇〇をするには狭いので前の〇を〇〇〇〇と言う事でございまして、確認をさせていただきましたのでよろしくお願ひします。

議 長： なるほど、よく分かりました。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。非農地申請の判断は妥当だと思いますので、それでは質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第2号、非農地証明の申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。続きまして議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、13ページをご覧ください。議案第3号、農地法第3条の審議でございます。次におお、許可申請があつたので審議を求め。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めると言う事で、申請番号38番、権利としましては所有権移転でございます。所在につきましては、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇△△△△番、地目は〇でございまして農振農用地区域でございます。面積は△、△△△㎡でございます。譲渡人は江府町大字〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇さんでございまして、譲受人は同じく江府町大字〇〇△△△番地にお住いの〇〇〇〇さんでございまして、場所につきましては14ページに掲載をさせて頂いております。

議 長： 本件について、これも山本委員さんお世話になれますか。

山 本： はい、この〇につきましてはかなり昔から、〇〇さんの〇〇〇〇の時代から、〇〇しておられまして、〇〇〇〇さんと言うのは〇〇の〇〇〇の〇〇さんでして、今は引退されまして長男さんが〇〇〇〇をしておられますけども、長男さんにしても農業を今後される見込みはないし困っておられまして、私に相談がありまして、ここの〇〇〇を今作ってもらっている人にお金は要らないから貰ってもらえないだろうかと言う相談がありまして、〇〇さんの方に話をさせていただきました。今まで作っていたんだからそのままにすればいいわけだから何とかお願ひをしまして貰って頂きました。許可を頂いてから登記も進めて行きたいと言う事ですのでよろしくお願ひいたします。

議 長： ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本件について質問、意見のある方は挙手をお願いします。山本委員いろいろと取り運びいただきありがとうございます。

ございませんか。それでは採決を取らせていただきます。議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請につきまして原案賛成の方の挙手を求めます。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。続きまして議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、事務局より提案説明をお願いします。

事務局： はい、15ページをご覧ください。議案第4号、農地法第5条の審議でございます。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めるという事で、申請番号31番、権利としては所有権移転でございます。所在地は江府町大字〇〇〇字〇〇△△△番△、地目は〇でございます。農振は農振農用地区域外でございます。面積は△△△. △△㎡でございます。譲渡人が江府町大字〇〇△△番地△の〇〇〇〇さん、譲受人は江府町大字〇〇〇△△△番地の〇〇〇〇さんでございます。転用事由としましては、〇約△△年経過の〇〇に△〇〇△〇で〇〇をしている。〇の〇〇〇と平成△△年△△月の〇〇〇〇〇〇により〇の〇〇が大きく、家族で話し合い△〇〇〇〇の〇〇を検討したためと言う事での申請でございます。こちらの方は産業建設課の方で農振区域からの除外を申請し、その後の農地転用をするものがございます。16ページに許可申請書の写しを掲載させていただいております。ご覧の通り〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの間で許可申請が提出されておまして、10月25日に農業委員会で受付をいたしました。17ページをご覧ください、こちらの方は周辺概況図を付けております。18ページには申請地の字切図を付けております。19ページには航空写真を付けておましてピンク色で示してありますところが当該地になります。20ページには事業計画書を掲載しております。内容は事業名として〇〇〇〇工事、申請理由は現在、江府町大字〇〇〇△△△番地にて、〇約△△年経過の〇〇に△〇〇、△〇〇〇で生活しています。〇の〇〇化と平成△△年△△月の〇〇〇〇〇〇により〇の〇〇が大きく、家族で話し合い△〇〇〇〇〇の〇〇を検討いたしました。しかし、この場所が〇〇〇〇〇〇〇の〇〇区域に一部掛かっていることや、〇〇までの〇〇距離が長く、坂道も長い物品の移動が大変であり、また近所は比較的密集しているため防災面からも新しい土地を探す事にいたしました。集落内で後継者を育てながら一緒に生活できる場所としてこの度の申請地を選びました。この土地は、農地であります。農業団地の端であり、長年休耕となっていることや、近隣の農地への影響も考えられない事から、予算と立地・利便性等を踏まえて最適な環境であると考え、本申請地で〇〇をいたしたく申請をいたします。資金計画につきましてはご覧のとおりでございます。周辺への被害防止策としまして、〇〇〇は周辺農地から影響がない距離にあり、転用残地に影響の無い様に策を講じ措置を行います。万が一問題が生じた場合は自己責任により対処すると言う事であり、着手につきましては、許可後速やかに行いたいと言う計画でございます。21ページでございます。被害防除計画と言う事で掲載をさせていただきました。1の周辺農地、用排水路への土砂流出、たい積、崩壊等に対する対策、およびガス、粉塵、鉍

煙の発生、湧水、湛水、汚濁水、捨石等による周辺農地の営農条件に支障を及ぼさないための措置と言う事とで、(1) 申請地の造成計画の内容でございます。盛土は最高で△△センチと言う事でございます。(2) で(1) に伴う被害防除措置と言う事で、イの土羽打ちをすると言う事でございます。(3) 雨水排水計画でございますが、土地内のものにつきましては自然流下と言う事で考えております。(4) 汚水排水計画につきましては、排水方法につきましては〇〇が届いておりませんのでアの〇〇〇〇〇の設置と言う事でございます。〇〇〇〇〇で処理をして排水を行うと言う事で、町の方もこの様な対応を行う様に準備をしている段階でございます。直接放流先は農業用水路と言う事ですが、そのような排水をさせていただければと思います。2の周辺の農地への日照、通風、通作等に支障を及ぼさないための措置と言う事で、アの施設等から隣地への距離は△メートルから△メートルの距離は置きたいと言う事と、イの施設の高さ、〇〇の高さは大体△〇〇ての△メートルと言う計画でございます。22ページには〇〇〇〇氏が〇〇に転用することについて近隣の耕作者4名の方の同意書を得ております。23ページには土地所有者の〇〇〇〇さんの同意書と言う事で掲載させて頂きました。24ページからは家の設計図になります。〇〇の中心に△〇〇〇の〇〇を据えると言う事で、道路に面したところにつきましては、〇〇〇を確保したいと言う事で計画をされております。〇〇面積と言いますか転用する面積につきまして△△△. △△㎡でよろしいですかと確認をいたしましたら、その面積で結構ですと言うか承知していると、建物の状況によっては500㎡以上でも申請ができないことはないと言う事で、県の指導は500㎡以下で抑えると言う事がございますが、念を押して確認をしましたところ、〇〇さんの方から△△△. △△㎡で申し分ないと言う回答を得て、この様な設計図になっております。24ページ、25ページ、26ページにつきまして、それぞれの〇〇の立面、側面という様な設計図の掲載をさせて頂いております。以上でございます。

議 長： はい、これは担当委員さんの補足説明はありますか。

事務局： 竹内推進委員さんには農振除外の時に現地を見て頂いて、土地につきまして、立地と言うかそういうものは了解と言うか話をしております。

竹 内： この物件ですけれども、7月に総会で農振除外をさせて頂きました。それでこの間再度現地を確認しました。周辺の了解も頂いているようですし、農業用水路もきちんとなっておりまして、良いのではないのかなと言う感じでおります。

議 長： ありがとうございます。質疑に入ります。

長 尾： すみません良いですか。ちょっと確認ですけれども、県の指導で500㎡以下にしないと言う決まりがあるんですか。

事務局： あるんです。県が大昔にそういう膜を、本来ですと建物を転用の目的に合った面積であれば500を超えても、県の農業会議の方に確認をしましたら500を超えても何ら申請をしてもかまわないと言う事でありましたので、その辺を確認させていただきまし

た。500以内で収まってこれで良いですかと念を押しましたら、例えば600㎡欲しかったとか800㎡欲しかったとか後で言われたら農業委員会が悪者になってしまいますので、そういう事が無い様に〇〇さんの方に確認をさせてもらったら大丈夫ですと言う返事をいただきました。

長 尾： 実際は600㎡でも良いんですね。

事務局： はい、理由が付けば600㎡でも良いです。

長 尾： 分かりました。

議 長： その他いかがでしょうか。それでは質疑を打ち切り採決を取らせていただきます。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、原案賛成の方の挙手を求めます。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成で本案は原案どおり決定いたしました。議事につきましては以上でございます。それでは日程に従いました6番のその他、事務局より一括して説明をお願いします。

事務局： はい、その他でございます。（1）次回の農業委員会の総会の日程でございますが、来月12月10日火曜日、午前9時から、1階の防災会議室行わせていただければと思います。（2）11月の農地相談会につきましては11月28日木曜日、午後1時半から午後3時半と言う事で、役場の相談室で大岩委員さん松本委員さんをお願いできればと思います。続きまして（3）12月の農地相談会ですが、12月26日木曜日、同時刻役場相談室で森谷委員さんと加藤会長をお願いできればと思います。その他のその他と言う事でお手元にお配りしております資料1をご覧ください。12月に年1回特別研修会を行っておりますが、昨年より東部、中部、西部に分かれておりまして、西部地区が12月18日水曜日、午後1時半から午後3時半まで予定をしております。場所は米子コンベンションセンターの小ホールでございます。日程につきましては研修内容①、②、③をご覧ください。江府町農業委員会の行動予定としては裏面に案として記載しておりますのでご覧いただければと思います。

議 長： 以上につきまして何か質問、意見はございませんか。よろしいでしょうか。いろいろとご助力いただきましてありがとうございました。以上を持ちまして今月期の総会を閉じさせていただきます。

令和 年 月 日

署名委員 5 番委員

署名委員 6 番委員